

★離婚後も双方の親に子どもを育てる権利を！

引き離し

1

2008年8月21日

会えない親の発見

7月28日、大阪高裁はある離婚訴訟において、一審を覆し、子どもを連れ去った上で子どもの居所を隠し、父親との面会に拒否的であった母親に監護権を与えないという判決を出した。他方の親に子どもを会わせない親は子どもを手元で見るにふさわしくないという裁判所の判断は、それが当たり前の方であるべきなのだけれど、日ごろ裁判所でつゆぞそんなまともな判決を目にしないうちに、私たち子どもに会えない親には画期的に思えた。

早速、8月19日の横浜家裁への申し入れで、私たちはこの判決に言及し、親子の面会を促進するよう家裁の運用の改善を求めた。

現場の人として珍しく登場した横浜家裁の副主任調査官の田中さんはこう言った。

「みなさんは画期的と言いますけど、不法行為があった場合に、その親に親権が行かないのは判例としても当然ですよ」

「そんなことはないですよ」と、まさに「現場」を知っているぼくらは口々に言ったのだけれど、考えてみれば、連れ去りや面会拒否が、不法行為となっていない日本の現実をこそ指摘すべきだったのかもしれない。

今年の2月末、引き離しにあって3ヶ月目、ぼくは陳情で議会から意見書を上げてもらうという方法を思いつき、以前から知り合いだった植野史さんに声をかけ市議会に働きかけた。そのときに国立でもった集会の後、打ち上げの居酒屋で、はじめて会った当事者に、「自分が会えるようになったら、どうするんですか」と聞かれた。「それはそのとき考える」と正直に答えたぼくは、横にいた史さんに、「私が会えるようになるまでやるんでしょ」と念を押されてうんと応えている。

それから数ヶ月、小さなきっかけはうねりを持ちはじめたようだ。膨らみきった水風船に針を立てるようなものだったのかもしれない。わずかに数ヶ月の取り組みなのだけれど、もう何年も運動をしているかに感じられる。

おそらく、今の会えない親たちの存在は、新種の昆虫の発見のようなもので、当面は目新しさがあるだろう。少し前にワーキングプアの青年たちがそうであったように。

電話で問い合わせがある当事者たちの声はどれも切実であり、等しく悲惨である。ぼくはそういった人たちの声に向き合ったり、立ちすくんだり、あるいはかわしたりしながら、この間出会ったたくさんの人々に支えられ、それでもこの出会いの一つひとつが財産になってもいくのだろうと少なからず思う。どうせたいした財産を遺せそうにないと思うぼくにとっては、それが子どもたちに遺せるものの一つに数えられることを期待するだけだ。

「相手の気持ちを変えるより、法律を変えたほうが早い」

そんなことを会えない親どうしで言いながら、親どうしは別れても、当たり前親子が会えるようになるまで、ぼくにしてみればはめずらしく体力を使っている。

子どもと会えなくなってもうすぐ10ヶ月になる。

(宗像 充)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内

TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto:oyakonet2008@yahoo.co.jp

http://blog.goo.ne.jp/oyakonet

年会費 個人1000円、団体3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名:親子交流ネット



やめよう！人質弁護士キャンペーン 弁護士会館前アピール

■日時 9月25日 12:00～13:00

■場所 弁護士会館前 (地下鉄霞ヶ関駅下車すぐ)
子どもとの面会を離婚や慰謝料と引き換えにする行為は人身取引そのものです。弁護士会にこういった人身取引をすぐにやめさせるようにアピールします

7月13日発足集会・デモ レポート

辻 くにやす (我が子に会いたい親の会)

数ヶ月前から何度も会議を重ね、いよいよこの日を迎える。

自分の仕事はデモ行進時に使うプラカード造りと、当日のビデオ・写真撮影が主な仕事。A3用紙にパンチで穴を開け、事前に集めておいた親子引き離し関連ワードをそれぞれ書き込んでいき、これを約15枚ほど作成。

スタッフは12:30集合だったが結構早い時間から人が集まっており、皆それぞれの準備。私もプラカードに通す紐を作ってもらったり赤ペンで文字に下線を引いたり。

ひときわ背が高くがっちりした体格の映画監督のディビッド・ハーンは映画の仕事しながらこの親子引き離し問題のドキュメンタリー映画を作って芸術祭への出品を考えているという青年で、資金はすでに1千万円は集まったが完成までにはさらに1千万円必要なのだとか。マスコミはNHKのTVカメラSTAFFが来ていた。1時半の開場と共に人もぼちぼち入り始める。

ディビッドや他の外人カメラマンの方は漢字がお好きのようで、15枚ほどのプラカードをわざわざ1枚1枚めくってカメラやビデオカメラに収めているので、そんなに映してくれるならもっと綺麗な字で書けばよかったと少し反省。

会場正面黒板には親子ネットマークやパパママイラストをあしらった自作の立派なスローガン用紙が貼られていてうれしい。

素敵なバッジも沢山作ってくれて、これが結構沢山売れたとの事で、少しでも今後の資金の足しになってくれたらありがたい。

開場は盛況で、満員御礼(40人ぐらい)だろうか。最後には机も足りなくなるぐらいの人が来てくれた。

司会挨拶、主催者挨拶があり、その後現在も引き離され中の3人の方(ポール・ワンさん、結城みすずさん、宗像充さん)が自分のケースをそれぞれ述べる。ポールさんは相手方母親が既に亡くなっているにも関わらず日本の裁判所に親権を失わされ、現在も相手方祖父母が孫の監護をしているというとんでもないケースだ。

棚瀬孝雄先生は弁護士であり大学教授でこの問題に非常に詳しい方で、素晴らしい講演をしていただき感謝すると共に今後の進むべき道も見えてきた。

発足集会は閉幕後はそのまますぐにデモの準備。デモには5、6人の外国人の方も一緒に参加してくれるようで、ディビッドも重いカメラを担いで歩道からいい絵を狙う。

会場前の春日通りにはすでにパトカーが赤灯回

して待機していて、その後に街宣カーにウグイス嬢二人が乗り込み、デモ隊は最前列に横断幕を掲げてそれぞれプラカードをぶら下げる。

3車線の歩道側1車線をまるまる僕らのデモ隊の為に空けてくれ、お巡りさんも非常に協力的なのがうれしい。

街宣カーからウグイス嬢が「親子引き離しはやめよう」とか言うのを後ろのデモ隊がそのままマネするのだが、始めは遠慮がちだったものの、やっているとなんか段々楽しくなってきた、「親子引き離しは許すな!」とか「日本にも拉致はあるぞ!」「そうだ!」とか勝手に言葉を直してしゃべり始める始末で、言いたい事を大声で喋るのがこんなに楽しいとは思わなかった。

茗荷谷近くから始まったデモ隊はその後、文京区シビックセンター前で右折して東京ドームの横を抜け、後楽園の横を通って白山通りへ。

ドームでは丁度この時ジャイアンツ戦があったようで、我々の「許すな!」の声に合わせて「そうだ、二岡を許すな!」「モナもだ」とか叫んでる方がずっと付いてきて面白かった(笑)

日曜という事もあってあの辺はかなり人が多く、また家族連れも沢山いて注目度も高かったので、アピール効果は抜群だったのではないのでしょうか。

デモ隊が27人ほど、歩道のピラマキ組を入れると全部で約30名。

30人でこれぐらい盛り上がるのだから、これが100人ぐらいいたら楽しいだろうなあ。。と思ってしまう。

その後、デモ隊は白山通りを水道橋交差点まで進み、駅前十字路で秋葉原方面に左折。

そのまま坂を上って少し行ったところにある公園に左折して終了。いやー、デモってこんなに簡単に出来るんですね。

2次会の懇親会まで1時間ほどあるのでそのままその公園でダベリタイムとなったが、興奮冷めやらずといった感じで、気分は思いっきりカラオケ歌った後の爽快感に似てるかな。

それまでは自分もデモをやる人なんてみんなアブナイ人と思っていたのだけど(笑)、感想は「楽しかったー!」って感じで、これならまたやりたいですね。30人みんなで記念撮影してここは幕。

6時のNHKニュースではディビッドの嫁さんが「あんたがTVに出てるわよ」と電話をかけてきてくれて、ニュースの即効性というのもすごいなあと思いました。

反響次第では一気に民法改正なんて話にならないかな? 法律を変えるのは決して政治家や法律家だけではないんだなというのを実感できたのも今回の大きい収穫でした。

それでさらに楽しければ言うことなし。

会議が重なってかなりしんどかった事もあったが、勝手なもので終わってみると何だか寂しい。いや、これは終わりではなく始まりなのだと思います、ここからさらに前進していかないと。

今回の活動は今後大いに希望を持てるものだった。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク発足宣言

私たちは、別居、離婚後も親子が安心して会えるために面会交流の法制化、面会交流への公的な支援を求めています。また、離婚後の単独親権制度を、離婚後も双方の親の子どもへの責任（共同親責任）が明確になる制度に変えることを目指しています。

日本では現在、別居や離婚後の親子の交流は、子どもを見ている親がいかようにも決めていいことになっています。親権のない親は法的には親ではなくなり、調停や裁判を経ての面会の合意が無視されることもあります。そのことが社会的に問われることもありませんでした。親が自分の子どもに会えない場合、それは会えない親に原因があると見られがちです。これは非親権親差別です。

子育てをともに担うべき親どうしがいっしょに暮らせないのなら、子どもはどちらかの親が見なければなりません。子どもにとって、どちらの親も親である以上、他方の親との交流を子どもに保障するのが、子どもを引き受けた側の責任です。離婚は婚姻関係の解消であって、親子関係の断絶ではありません。

また、子どもが親の持ち物ではない以上、子どもが親を選べるようになるまで、いっしょに暮らさない親と交流を持つことは、子どもにとって必要なことです。離婚は子どもにとっては「事件」であり、特段の事情もなく片方の親と引き離されることは子どもにとっていっそうの負担です。またこれは子どもの権利条約にも反します。

現在、先進国では日本のみに残った離婚後の単独親権制度や、親子の面会交流が法律上明文化されていないことは、離婚時の子どもの奪い合いを激化させる原因にもなっています。連れ去りや人身保護命令の濫用、でっち上げのDVや児童虐待など、離婚時にくり広げられる親どうしの争いは手段を選ばず、それによってかきたてられる両親の対立は、まったく子どものためになっていません。

私たちは、離婚に伴う親子の引き離しをあまりにも安易に追認する現在の状況を、これ以上受け入れることができません。豊かな親子の面会交流を実現するのは喫緊の課題です。

別居親や離婚家庭の子どもが、離婚によって差別や不利益を受けないように、情報、意見を交換するためのネットワークを結成します。また、司法、行政、地方議会、国会等、あらゆる場所で声を上げます。

2008年7月13日

「なぜ会えないの？離婚後の親子」参加者一同

●賛同 明尾雅子・天野誠一郎・池田智恵子(国立市議会議員)・石原みき子・泉高信(自由人)・伊藤暁美・岩田純子・上園朋代・植野史(くにたち子どもとの交流を求める親の会)・大越隆弘(我が子に会いたい親の会)・太田DOKO・大橋奈緒子・岡田健一郎・岡村隆志・親子の面会交流を実現する国分寺ネット・柏俊晴(かしちゃん)・栢松毅・片哲也・加藤克子(立川市民)・金子浩平・荻谷厚志(親子の面会交流を実現する全国ネットワーク)・北村千佳子(女性ユニオンくにたち)・北村敦(小平市民)・くにたち子どもとの交流を求める親の会・熊谷勝美(塗装業)・剣持勉・小池雅久(美術家)・恒河舎文庫(旧よういくひ。ふおーらむ)・三箇美奈子・塩原日出夫(スタジオKUMA)・重松朋宏(国立市議)・下郡幸夫(ミュージシャン)・菅野光寿恵・函師美鈴(国立市民)・鈴木直子・須田桂吾・関きよみ・関口みき(国立市民)・高橋二郎(東京都)・滝沢チエ子・田崎良之・龍川美沙子・多屋栄利(教師)・辻くにやす・堤則昭・ティエリ・コンシニ(在外フランス人議会議員)・デビッド・ブライアン・トマス(CRCジャパン)・テムラク歩美(離婚後の子どもを守る会)・永坂隆幸・中野淳介・中村淳一・難波広・蓮見岳夫(会社経営)・早井真人・古川明子(武蔵村山市民)・古川一雄(武蔵村山市民)・古川直樹(くにたち子どもとの交流を求める親の会)・古藪修宏・星野千恵子・増戸健太郎・増田征雄・溝田幸(居酒屋店主)・宗像昭子・宗像充(会えない親)・面接交流ネット・森田浩昭(離婚後の子どもを守る会)・柳百合子・山口理恵・山本佑希子(国立市民)・結城実・吉本昇・和田茂(歯科技工士)・渡辺理(国分寺市民防災推進委員)・我が子に会いたい親の会他56名=計130名



「別居中、離婚後の親子の面会交流の法制化と公的支援を求める陳情」 国分寺市議会提出

中村淳一（親子の面会交流を実現する国分寺ネット）

子どもの引き離しに会い、丸2年、子どもに会えず、気持ち八方ふさがりの状態の時、「くにたち子どもとの交流を求める親の会」の、集会の記事を新聞で見つけ、参加しました。

数日後、その会が市議会に出した、「離婚後の親子の面接交渉の法制化と支援を求める陳情」が、採択されました。

その事に、大きく刺激を受けた私は、引き離しに会っている、当事者を一人でも減らすには、法の改正が必要と同感し、国分寺市議会にも、同様の陳情を上げる事を決めました。陳情にあたり、個人で出すよりも、ユニットとして提出する方が、説得力があるだろうとの事から、くにたちの会で知り合った、国分寺在住の当事者2名と、ユニットを組み、平成20年5月13日、国分寺市議会に、陳情を提出しました。

提出後は、くにたちの会のアドバイスにより、各議員会派に、趣旨説明に回りました。会派回りは、私たちの空いている時間と、議員の都合の良い時間の調整に、手間が掛かりました。しかしその中で、何名かの議員からは、「陳情はスムーズに通るでしょう」との、言葉をもらい、早期採択への手ごたえを感じました。

平成20年6月9日に行われた、議会審議でも、ユニットの1名、くにたちの会のメンバー2名が、補足説明をし、親子の引き離しの現状を訴えました。これで、国立市議会のように、スムーズに採択され

ると、確信していたのですが、蓋を明けてみると、委員会審議で、異議を唱える会派があり、審議は、時間切れ次回までの、継続審議となりました。

その時の異議は、「監護親、また、子どもへのDVが存在する場合があります、法制化で面接交渉を義務化してしまうと、DVの更なる被害が起こりうる可能性がある」との内容です。その異議に対して、私たちは、諸外国でのDV被害者、加害者を交えての、面接交渉の実態の資料を議会事務局に、追加資料として提出しました。また、前回の会派回りの時に、かたくなに、面会を拒んでいた会派にも、国立市の同党会派から、話しを入れてもらい、趣旨説明を実現させました。

ところが、その話し合いの中で、次なる課題を突きつけられました。「会えない親の権利もあるが、子ども側の会いたくないという権利を考えた場合、面会交流を法律で括ってしまうのは、子どもの権利を考えていない」との異議です。その異議に対しては、細かく説明を付けてじっくりと話をしました。そして、平成20年7月24日の臨時審議会を迎えました。国立の市議会では、保守系が不採択を唱えたので、国分寺でも、同様な結果を予測していたのですが、予想に反し、保守系は、採択を唱え、ネックと感じていた会派が、「子ども側の拒否権利」を唱え、この日も時間切れ、継続審議の結果となりました。予想していたよりも、採択へ向けての、道のりが遠い事を実感しました。

しかし、次なる手立てを考え、採択へ向けて、まい進して行こうと、考えています。次の国分寺市の議会審議は、9月です。

*現在、国立市議会（採択12、不採択11）、小金井市議会（議員提出議案。退席2以外全員賛成）から、法制化と支援を求める意見書が、関係機関に提出されています。

我が子に会いたい親の会

<団体紹介その1>

当会は、主に離婚問題に関係して、愛する我が子との面会交流を絶たれるという問題状況に直面した親たちの自助グループです。2007年の新年会で初めて顔を合わせた際には、僅か4名が実質的な活動メンバーでしたが、毎月の定例会を重ねる中、次第に広がりを見せ始め、今では比較的安定的な運営がなされるようになってきています。

ただし、親子の引き離し問題の根本的解決という点で、いまだ日本では、裁判官や調査官、子どもの監護親等の意向次第で決められており、子どもの最善の利益に適った解決手段は未確立なままです。

よって、当会は以下の目的を定めます。すなわち「児童の権利条約を尊重し、正当な理由無く引き離された親子が、適切な形で再会し、その後も豊かな交流を持ち続けられるよう、相互支援を行なう。また、こうした親子の引き離し問題に関する社会的認知を広め、原因の究明、再発の防止等に努力する」*例会は毎月第一土曜日、文京区アカデミー茗台にて

裁判所

官庁への

働きかけ

- 5月22日 東京家裁申し入れ 東京家裁前情宣
- 6月23日 法務省申し入れ 東京家裁前情宣
- 7月5日 市ヶ谷駅前情宣
- 7月28日 東京家裁申し入れ 東京家裁前情宣
- 7月29日 埼玉家裁申し入れ 埼玉家裁前情宣
- 8月19日 横浜家裁申し入れ 横浜家裁前情宣

初めての情宣。真新しい横断幕。家裁の申し入れでは 話は聞いてくれたのですが「あれっ？ これだけですか？」というあっさりかわされた感じ。それだけに情宣に力がはいりました。

法務省では、四人の若い人たちを前にこちらはフランス人コンシニさんを交えて ハーグ条約のことから入って行ったのですが、民法でちゃんとカバーできるとのこと。家裁の裁量です。だって。「じゃ、誰が家裁の人になんとやれって言うてくれるんですか」と聞いたら、三権分立ですから。社会の教科書にあったよなあって感心してる場合じゃない。どうしろっていうんだよ。

で、次に東京家裁に申し入れた時に聞きました。「法務省で家裁の裁量って言われたよ」って。でもなんだかまたかわされた感じの返答で、こうなったらいかに世論に訴えるかが勝負かなと考えたのでした。

埼玉家裁では、「この評判悪いですよ」の一言が効いたかもでした。

当事者からの反応が少しずつですが 確実にあります。家裁前情宣、申し入れ、バンバンやっちゃいましょう！

世論を味方につける。これはすごい力になります。

家裁前宣伝活動は 回を増すごとにマイクを持って話す人が増えてきた。チラシを受け取ってくれる人も。そのあとの問い合わせも毎日のあるという。

みなさんも是非 宣伝活動に参加して言いたい事を言っちゃいませよ！

(植野史)



●次回は、9月25日(木) 12:00~13:00
霞ヶ関の弁護士会館前で弁護士会に向けて宣伝活動を行ないます。

「やめよう! 人質弁護 なくそう! 人質調停」
キャンペーンの一環として弁護士会に、子どもとの面会を取引材料にする、人身取引を即刻やめさせるように働きかけます。

なぜ、共同親権・共同監護が 必要なのか

益戸一太（ひとり親支援相談員）

現在、日本の母子家庭は122万世帯、父子家庭は17万世帯、そして、その子どもの数は、およそ200万人と言われ、当然のことながら、ほとんどが、単独親権世帯である。

これほどの数の単独親権世帯が、一国に存在するのは、先進国の中でも日本だけである。

なぜなら、世界のほとんどが、共同親権・共同監護だからだ。

では、なぜ、世界は単独親権制度を捨て、共同親権・共同監護制度の道へ進んだのだろうか。

一言で言えば、「利に適っている」からである。これは、社会の規則や法律のほとんどは、合理的な考えからはじまり、不合理なものは、除去されてゆくものだからだ。

単独親権制度は、この点からも不合理と位置づけられ、日本を除く先進国から消滅してしまったのだ。

では、なぜ、日本では、不合理な単独親権制度を維持し続けているのか。

日本に居ると、家父長制度のなごりや葛藤の多い夫婦での共同監護の実行性など、複雑に考えがちだが、実は単純で、現在の日本は、戦後60年間(実は、明治から100年)民法全体の改正の議論が、世界の中で、最も遅れているからである。

例えば、離婚後の300日以内の婚姻禁止や、外国籍母の子ども国籍問題など、これは、問題が表面化してから、すでに、20年以上を経過しての法制化である。

これほど、長い時間を要しては、国民生活に大きな不自由を強いていることは、明白だが、国会議員や法務省などは、問題は知っていても何もしない。

世界は、人権問題をはじめ、国民生活に直結する民法改正に対して、少なくとも日本より、真剣に議論し、迅速であることは間違いない。

世界が選択した「合理的な共同親権・共同監護」の理由を明確にするには、現在の単独親権制度の不合理制を列挙することで、理解することができる。

親権・監護権を望みながらも剥奪され、悲しみにくれる非監護親からしてみたら、愛する我が子と一緒に暮らせる単独親権世帯は、さぞや幸せだろうと推測するのが当然だし、葛藤の多い夫婦間より、子どもは引き離れた方が幸せと考える家庭裁

判所の裁判官や調査官も、単独親権制度は良い制度とと思っているだろう。

では、この単独親権世帯が、共同親権世帯である一般世帯より、豊かな生活を営み、子どもたちも、幸せに暮らしているかと言えば、ご承知のとおり、そうではない。

近年の厚生労働省の発表で、平均年収は、母子家庭200万円、父子家庭400万円、一般世帯600万円となっている。実に、母子家庭の収入は、一般世帯の3分1である。

この数字だけでも、単独親権、特に母子家庭の過酷さは異常である。

例えば、20代に離婚した母親の収入は、非正規社員のため、その後、10年経っても、ほとんど上がらないが、共同親権世帯は、確実に収入がアップする。

そればかりではない、輪をかけて悲惨なのは、2割を切る養育費の支払い率の低さである。また、福祉制度の貧弱さから、母子家庭の母親は、85%が就労をしている。この数字は、世界の常識から、大きく逸脱している。

世界では、養育費については、基本的に共同親権のため100%であり、また、各国とも母子家庭に手厚い保護が施され、就労は5割を切り、北欧では3割である。

また、共同監護下での面会交流は、週1回が常識とされ、年間100日以上である。

このため、母親の育児負担は減り、子どもたちは、両親からの愛を実感している。

そればかりでない。

現在の日本のような、母子家庭単独の家計収入ではなく、離婚家庭の子どもは、もう一方の父親の世帯収入も加算され、年収700万円世帯の子どもとなり、また、養育費以外にも、週末のレストランや映画、おもちゃの購入など、子どもにかかるお金が一般世帯より、多くなり、豊かさを実感している。

また、子どもの連れ去りは、共同親権国では、誘拐であり、重罪であるため、あえてリスクを犯すものではなく、離婚をしても親子関係が変化することはない。

日本での離婚は、親子の断絶であり、母子家庭にとっては、二度と這い上がれない極貧困層への陥落を意味する。

このような点からみても、単独親権制度と共同親権・共同監護権制度の優劣は歴然である。

世界が単独親権制度を捨てた理由は、明白だ。

国会議員・行政府をはじめ、世論の議論を期待したい。

【単独親権制度】離婚後、父母のどちらかに親権を決めること。「親権争い」と言われるように、日本では長年の慣例だが、ほとんどの先進国では、離婚後も双方の親の子への権利義務は維持される。

私の長い体験

私の長い歳月を、手短かに書いてみます。

平成5年2月、突然の別居により私は子どもたちと会えなくなりました。

当時、長女小学2年生8歳、次女5歳の誕生日から1週間、長男3歳でした。

その1年後、子どもたちと月1回会うという約束のもとに、八王子家裁において調停離婚しました。親権は母親側です。

しかし、子を監護している母親は子どもたちと会わせるという約束を全く守らず、調停3回履行勧告4回の家裁の説得にも応じませんでした。

いくら裁判所の調書で決めたとしても、面接交渉には法律も無く、強制力も罰則も無く、相手方に拒否されたらどうしようもありませんでした。その上この間に、子どもたちには誤った父親像が植え付けられていきました。

その後、全くらちが明かないため私は東京地裁へ民事訴訟を起こし、監護親側の6年間にわたる面接交渉不履行に対し、平成11年11月、慰謝料支払いを命じる判決が出ました(おそらく、面接交渉不履行で、初めて慰謝料を認めた判決だと思います)。

すでにその前、母親は再婚し子どもたちは連れ子として養子縁組をしていました(連れ子の養子縁組は、全く実父の側に知らせる必要もなく行われます。民法第798条ただし書き。すなわち、実父が知らない間に、戸籍上も新しいお父さんができています)。

そして東京地裁判決の後、父親は養親ら監護親からの強引な反撃を受けました。場所を移した水戸家裁の審判官は、面接交渉に色々な理由を付けて、例えば、現在監護親のもとで平穏な生活環境のもとに子らは精神的にも安定した生活を送っており面接交渉はそれらの安定を害する、面接交渉は養父の監護権を害してはならず養父の監護権によ

り制約を受ける、実父は一步身を引いて暖かく見守るのが最も良い選択であろう等々、日本の前近代的な家族意識のもとに、事実上「面接交渉を双方の合意が成立するまで停止する」との審判を平成14年3月に出しました。

この間も父子間の情報は途絶えたまま、父親には子どもたちの様子もわからず、父子の距離はますます遠のくだけでした。

その上、水戸家裁が出した審判は、過去の実績から、監護親が父子が会うことを認めるとは考えられず、つまり「双方の合意が成立する」可能性はなく、この審判により父子間の人間関係は絶たれ、実質的に将来に向けても絶たれました。父子の関係を破壊するものだとして最高裁まで行きましたが、平成17年12月、棄却で門前払いとなりました。

今年、平成20年2月に入手した家裁調査官報告書から、長女が拒食症になっていることを知りました。別れた当時は一番のお父さん子でしたが、現在、すでに長女は成人を過ぎ、面接交渉の対象外となっています。

裁判所は、長年その過程と判断の中で、「子どもの福祉」という言葉を使っていました。

しかし、意味を十分に考えて使っていたのか、ただ便利だから聞こえがいいから使っている、というように思えてなりませんでした。

「子どもの福祉」は、危険な言葉です。

なお、私の体験は次の所にも記載されています。よろしければご覧ください。

<http://plaza.rakuten.co.jp/paintbox/5000>

(木下健一、平成20年8月)

*親子ネットでは、当事者からのレポートを集めて、事例集としてまとめる予定です。みなさんの引き離され体験をお寄せください。

手帳にメモして!

■アメリカの離婚と日本の離婚

～離婚したら子どもと会えなくなる日本の現実～

日時：8月28日19:00～21:00、場所：東京都国分寺市光プラザ202号室、お話：テムラク歩美（離婚後の子どもを守る会）、主催：親子の面会交流を実現する国分寺ネット、くにたち子どもとの交流を求める親の会、参加費：500円、問い合わせ：042・576・1661（フォトマジック）、042・573・4010（スペースF）

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

日時：9月4日19:00～、場所：東京都国立市スペースF（国立市中3-11-6）、実費を負担、問い合わせ：042・573・4010（スペースF）

■我が子に会いたい親の会定例会

日時：9月6日14:00～17:00、場所：東京都文京区アカデミー茗台、参加費500円、主催：わが子に会いたい親の会

■我が子に会いたい親の会仙台例会

日時：9月13日19:00～22:00、場所：宮城県エルソーラ仙台研修室2

■やめよう！人質弁護キャンペーン 弁護士会前アピール

日時：9月25日12:00～13:00、場所：東京都霞ヶ関弁護士会館前、主催：親子交流ネット、問い合わせ：042・573・4010（スペースF）

【編集後記】親子ネットにいつのまにか参加していた。。。そして、いつのまにか活動に協力している。縁とは不思議なものです。去年の11月まで、共同親権という言葉さえもしらなかつた。離婚して10年。こどもを相手方に渡して以来、直接は会えてはいない。遠目にこどもたちの姿を、見守り続けたけれど、果たしてそれでよかったのだろうか、自問自答している。夫婦は、離婚すれば他人。でも親子は違う。こどもが健やかに成長していくこと、それがどの親の願いではないだろうか。こどもと離れていた時間を、いまからでも取り戻したい。親子ネットの活動に参加して、さらにその気持ちを強くした。（関）

活動日誌

- 4/20 準備会
- 5/6 親子ネット第1回会議
- 5/22 東京家裁前宣伝、申し入れ
- 5/26 都議会生活者ネット議員と会う
- 6/1 親子ネット会議
- 6/13 国会議員と会う
- 6/21 親子ネット会議
- 6/23 東京家裁前宣伝、申し入れ
- 7/3 くにたちの会、国立市長と会う
- 7/5 親子ネット会議
- 7/13 発足集会、デモ「人質弁護・人質調停キャンペーン」開始
- 7/14 外国人記者クラブ記者会見
- 7/15 毎日新聞記事
- 7/23 三多摩議員ネットで勉強会
- 7/24 国分寺市議会陳情審議
- 7/26 第6回親子ネット会議
- 7/28 東京家裁前宣伝・申し入れ。読売新聞記事
- 7/29 埼玉家裁前宣伝・申し入れ。東京新聞記事
- 8/3 中日新聞記事
- 8/1 週刊金曜日記事
- 8/19 横浜家裁前宣伝・申し入れ

★★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行なってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡ししか、以下に振り込みください。

会費 団体3000円 個人1000円
郵便振替 00190-7-743217
加入者名 親子交流ネット